様式第７号（第１２条第２項関係）【新規活用枠】

　 　　　　　　　やま産振第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　住　　　　　所　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　企　　業　　名　）

　令和　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金については、首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第１２条第２項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定しましたので、通知します。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　公益財団法人やまぐち産業振興財団

理事長 印

記

１　変更後の補助金の額は、次のとおりとする。

　(1) 変更前の補助金の額　　金　　　　　　　　　円

(2) 変更後の補助金の額　　金　　　　　　　　　円

(3) 差　　　　　　　額　　金　　　　　　　　　円

２　補助事業者は、この補助金の交付決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に交付申請取下書を理事長に提出しなければならない。

３　補助事業者は、申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式第６号による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式第８号による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

５　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から２０日を経過した日又は当該会計年度の３月２０日のいずれか早い日までに、交付要綱様式第９号による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

６　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

７　補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、その他法令、若しくは、これに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合においてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％割合を乗じた加算金を徴するものとする。